

第6回統計制度部会 議事録

1 日 時 令和7年9月22日（月） 9:57～10:13

2 場 所 Web 会議

3 出席者

【部会長】 清原 慶子

【委 員】 椿 広計

【臨時委員】 石井 夏生利

【専門委員】 南 和宏

【審議協力者（各府省等）】 東京都、千葉県

【事務局（総務省）】

阿南大臣官房審議官

統計委員会担当室：谷本室長、赤谷次長

4 議 題

統計制度部会における審議実績について

5 議事録

○清原部会長 皆様、おはようございます。本日は大変御多用のところ御出席いただきまして、どうもありがとうございます。ただ今から第6回統計制度部会を開催いたします。

本日は、石井臨時委員が御欠席です。

本日の議題は、統計制度部会における審議実績についてです。昨年8月に開催いたしました前回部会においては、統計委員会決定である「統計法第35条第2項の規定に基づく審議について」の改定案について御審議をいただき、匿名データの作成に関する審議の効率化及び重点化が図られることになりました。その結果もありまして、本部会に付託することを要さない審議事項の事例が蓄積されつつある現状にあります。こうした状況を踏まえまして、今回、部会の構成員の皆様にお集まりいただきまして、これまでの審議実績について情報共有する場を設け、部会審議した成果が結実していることを確認することが必要ではないかと、部会長として判断いたしました。そこで、事務局とも御相談して本日の開催に至ったものです。

それでは早速、本部会で所掌している事項のこれまでの審議実績につきまして、事務局

から御報告をお願いいたします。

それでは、赤谷次長、御報告をお願いいたします。

○赤谷総務省統計委員会担当室次長 事務局です。それでは、資料、統計制度部会における審議実績についてというペーパーを御覧いただければと思います。

まず、統計制度部会の所掌ですが、冒頭①、②ということで、政省令の制定又は改廃に関する事項、②として、基幹統計調査に係る匿名データに関する事項を所掌しております。こちらにつきましては、この前身であります匿名データ部会から、①のところを追加する形で現在所掌しているというものです。

まず、①の政省令の制定又は改廃に関する事項の審議実績について御報告いたします。表の部分を見ていただきますと、まず①として、統計法施行規則の一部改正ということで部会の審議をしております。部会としては3回審議をしております。こちらにつきましては、平成30年の統計法の一部を改正するものとして、その手続に関して具体の事項を定めるものです。

具体的には、調査票情報の二次的利用と調査票情報の適正管理規程につきまして、統計法上も大きく改正があったことから、それに基づく手続等の改正について審議をしたというところ です。

また、ガイドラインにつきましても、その内容に関して関連する改定がありましたので、そこについても、課題を付しつつ原案を適当とする答申を行ったというところ です。

これ以降②から⑩までにおきましては、基本的には、字句の修正であるとか、組織名の改正であるとか、あとは他の法令の改正を受けてのいわゆるハネ改正が並んでおりまして、そうしたものの政省令の改正であったことから、「統計法第45条の2 ただし書における『委員会が軽微な事項と認めるもの』の取扱いについて」の内容に合致するものということで、それぞれ、委員長、部会長に御相談した結果、部会審議を要さず統計委員会において報告がなされたもののみが並んでいるという形になっております。

そして、統計制度部会のもう一つの所掌であります基幹統計調査に係る匿名データに関する事項についての御報告に移りたいと思います。

3 ページ目を御覧ください。まず、匿名データの提供状況・審議実績ということで、どのような匿名データが提供されているのかという一覧が並んでいるところでございます。基本的には、総務省と厚生労働省が所管する世帯を対象とする基幹統計調査が並んでいるという状況になっております。そして、匿名データの提供年次については、この表の右の欄のとおりとなっておりますけれども、その中で一部バツ印がついているものがございます。こちらにつきましては、「統計法第35条第2 項の規定に基づく審議について」の規定により、統計委員会による諮問審議を要さなかったものということになります。

具体的にはどのような審議がなされたかということにつきまして、もしくはその審議がなされなかったものはどれかというものにつきましては、4 ページ目以降の一覧となっております。そして、4 ページ目の上のところに、この「統計法第35条第2 項の規定に基づく審議について」において、どのような改定がなされたかというものが上に記載しておりますが、2 回改正がなされまして、まず1 回目は平成31年に改正されたものですが、委員

長と部会長が匿名データの作成に係る匿名化処理基準に準じて対応することが適当と認める場合には、審議を簡素化、部会への付託はなしということを決めたものです。

次に、先ほど部会長からも御紹介がありましたとおり、昨年令和6年に改正があったものであり、匿名データの作成に係る答申は、基幹統計調査の実施又は変更に係る答申を行った後に行うということで、基幹統計調査の実施を待たずに、基幹統計調査の計画に関するその答申が行われたときに、即日の諮問・答申が可能となるということで、より一層の匿名データの作成の早期化が図られるというところでございます。実際にそのような内容がこの一覧表から見てとれるというところです。

従前の匿名データ部会での審議は③まで行われているものであり、このときまでは、実際に匿名データの作成についての部会審議を行っていたということになります。そして④のとおり、先ほどの匿名化処理基準に準じて対応することが適当と認める場合、審議を簡素化するということがここで決定されたということになります。

⑤以降は、その規定に基づいて、匿名化処理基準に準じて処理がされていること、そして、統計研究研修所による検証においては問題ないことが確認済みということを確認して、部会への付託を行わずに統計委員会での諮問・答申がなされているものが並んでいるということになっております。

そして⑫のとおり、令和6年のまた基準の見直しがなされて、⑬、⑭のところで、国勢調査については、その調査の計画についての答申が得られたその日に、匿名データの作成に関して諮問・答申がなされるということで、就業構造基本調査と住宅・土地統計調査につきましては、その準備ができ次第、諮問・答申が即日なされたという実績となっております。

簡単ではありますが、審議実績については説明を以上とさせていただきますと思います。

○清原部会長 赤谷次長、御説明どうもありがとうございます。

ただ今御説明いただきましたように、統計制度部会が所掌する①政省令の制定又は改廃に関する事項の審議実績と、②基幹統計調査に係る匿名データに関する事項についての審議実績について御説明をいただきました。

それでは、今の御報告を受けまして、本日御出席の委員の皆様から順番にコメントをお願いしたいと思います。

最初に、椿委員からお願いいたします。

○椿委員 椿です。今の御報告ですが、調査票情報の提供、私自身も研究者として調査票情報の利活用、二次利用をかなりやっております。この部会の当初の方針を受けて、マイクロデータの利活用もそうですが、さらに匿名データに関して、これまでよりは非常に迅速な提供が可能となったということです。4年ぐらいかかっていたものが、統計研究研修所の尽力も含めてかなり早期化していることについては、部会で答申を行った事項が、大変効果的に匿名データ利用、マイクロデータ利用に関して、成果を得たということです。今日はむしろその上の軽微事項といいますか、実際にそのような部会の方針を受けてどのような提供が行われたかに関しても詳細に御報告いただいたということで、部会の答申が非常に効果的であったことを改めて確認したところです。関係された各部署の方々に感謝申し

上げたいと思います。

私の方は以上です。

○清原部会長 ありがとうございます。椿委員からは、私たちの答申を受けて適切な政省令の改正が行われ、まさに匿名データについては迅速化が適切に進んできたことに対する一定の御評価をいただきました。特に椿委員におかれましては、統計研究研修所が開催する匿名データ有識者会議にオブザーバーとして御参加いただくことを通して、まさに私たち統計委員会が判断するのにふさわしい検証にも加わっていただいておりますことに感謝いたします。どうもありがとうございます。

それでは続きまして、加藤臨時委員に御発言をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○加藤臨時委員 加藤です。どうも御報告ありがとうございました。

椿委員長と全く同じですが、今回、統計研究研修所の御尽力のおかげで処理基準もできまして、また、委員会の方でも迅速な御審議をいただきまして、このように匿名データが素早く公表できるような仕組みができたということは大変うれしいことだと思っております。私自身も、匿名データにつきましては更なる利用を進めていくべきものであるというふうに認識しておりますし、そのための非常に重要な御支援をいただいたというふうに感じているところです。関係各位の御努力には大変感謝を申し上げたいと思います。

私からは以上とさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○清原部会長 加藤臨時委員、御発言ありがとうございます。特に今おっしゃっていただきましたように、統計研究研修所の匿名データの部会の皆様による丁寧な検証に基づきまして、適切な匿名データの作成が迅速に行われていますが、そうであるならば、ぜひ今まで以上に匿名データを御活用いただけますように、統計委員会担当室の皆様とも連携しながら広報や周知徹底に努めていきたいと私も思います。

また、加藤臨時委員におかれましては、統計研究研修所が開催する匿名データ有識者会議の座長をお務めいただいているということで、本当に御活躍に敬意を表し、感謝いたします。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、南専門委員、御発言をお願いいたします。

○南専門委員 御説明どうもありがとうございます。私も椿先生、加藤先生と全く同意見で、この部会で答申された早期化に向けたその仕組みが実際に動いていて、早期提供が実現されていることを伺いまして、非常にうれしく思います。

以上となります。

○清原部会長 南専門委員、ありがとうございます。実際に研究者としてこのようなデータの活用もされていると思いますが、評価をしていただきましたことを大変心強く思います。

それでは、私からコメントをさせていただきます。ただ今御報告にありましたように、本部会が所掌している審議事項については、政省令の制定又は改廃及び基幹統計調査に係る匿名データのいずれも、処理の基準が明確化されています。このため、今後、本部会に付託される案件は、統計制度全般に関わる極めて重要度や困難度の高い事項に厳選される

のではないかと思います。

とはいえ、これまでこの統計制度部会が果たしてきた統計を幅広く皆様に活用していただく方向に向けての制度の改善が、一定の効果を果たしていることを大変心強く思います。

したがって、本部会としては、引き続き高い専門性を持ってこれらの審議に当たることが重要と考えますので、引き続き委員の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、本日御出席いただきました皆様は、いずれも統計制度について深い御知見をお持ちでいらっしゃいますので、引き続き統計制度の望ましい未来に向けて御活躍をよろしくお願いいたします。

そして、統計委員会担当室におかれましては、常に綿密な御準備をいただき、制度部会長である私、そして委員長である椿委員長と御相談の上、統計委員会に適切な時期に大変整った資料で御提案をいただけてきました。事務局の御努力にも、部会長として心から感謝を申し上げます。どうもありがとうございます。

それでは、本日用意いたしました議題は以上でございます。

結びに、事務局から連絡事項をお願いいたします。

○赤谷総務省統計委員会担当室次長 事務局です。

本日の議事録は、委員の皆様に御確認をいただいた上で、ホームページに公開をさせていただきます予定です。

事務局からは以上です。

○清原部会長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、第6回統計制度部会を終了いたします。皆様の熱心な御参加に感謝いたします。ありがとうございます。